

戸沢村建築物耐震改修促進計画

戸 沢 村

平成21年9月

目次	
はじめに	・ ・ ・ ・ ・ 2
1 目的	・ ・ ・ ・ ・ 3
2 計画の位置づけ	・ ・ ・ ・ ・ 3
(1) 計画の位置づけ	・ ・ ・ ・ ・ 3
(2) 計画期間	・ ・ ・ ・ ・ 3
(3) 対象建築物	・ ・ ・ ・ ・ 3
3 建築物の耐震診断・改修の実施に関する目標	・ ・ ・ ・ ・ 3
(1) 想定される地震の規模	・ ・ ・ ・ ・ 3
(2) 想定される被害	・ ・ ・ ・ ・ 4
(3) 耐震化の現状	・ ・ ・ ・ ・ 5
(4) 耐震改修等の用途別目標の設定	・ ・ ・ ・ ・ 7
(5) 公共建築物への耐震化情報の開示	・ ・ ・ ・ ・ 10
4 建築物への耐震診断・改修の促進を図るための施策	・ ・ ・ ・ ・ 10
(1) 基本的な取組方針	・ ・ ・ ・ ・ 10
(2) 促進を図るための支援策	・ ・ ・ ・ ・ 10
(3) 改修実施への環境整備	・ ・ ・ ・ ・ 11
(4) 地震時の建築物の総合的な安全対策	・ ・ ・ ・ ・ 11
(5) 地震時の通行を確保する道路	・ ・ ・ ・ ・ 11
(6) 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定	・ ・ ・ ・ ・ 11
(7) 重点的に耐震化すべき区域の設定	・ ・ ・ ・ ・ 11
(8) その他の促進対策	・ ・ ・ ・ ・ 12
5 建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発及び知識の普及	・ ・ ・ ・ ・ 12
(1) 地震ハザードマップの作成	・ ・ ・ ・ ・ 12
(2) 相談体制整備・情報の充実	・ ・ ・ ・ ・ 12
(3) 地元組織との連携	・ ・ ・ ・ ・ 12
(4) 家具の転倒防止策の推進	・ ・ ・ ・ ・ 12
6 所管行政庁との連携	・ ・ ・ ・ ・ 12
(1) 指導・助言の実施	・ ・ ・ ・ ・ 12
7 その他関連施策の推進	・ ・ ・ ・ ・ 13
(1) 山形県住宅・建築物地震対策推進協議会への参画	・ ・ ・ ・ ・ 13
(2) 高齢者世帯のみ世帯の地震対策	・ ・ ・ ・ ・ 13

はじめに

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災は、6,400余名の尊い犠牲者と約24万棟に及び住宅家屋の全半壊等甚大な被害をもたらし、戦後最大の被災となりました。地震による直接的な死者数は5,502人で、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでありました。この倒壊した住宅からの出火、延焼によって被害が拡大しただけでなく、倒壊した住宅や建築物が道路をふさいだことが効率的な救助、消火活動の妨げとなり、いっそうの被害の拡大をもたらしました。

このため、国は阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）を制定し、建築物の耐震化に取り組んできました。

山形県では平成14年に地震調査研究本部地震調査委員会により「山形盆地断層帯、新庄盆地断層帯等4断層帯の評価」が発表され、阪神・淡路大震災を上回るマグニチュード7.8クラスの大規模地震が今後30年以内にほぼ0～7%の確率で発生する可能性が指摘されました。県ではこの評価を始めとする県内4断層帯にかかる国の調査結果を踏まえ、順次、被害想定調査を実施していきます。

しかしながら近年、平成15年7月の宮城県北部連続地震、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震、平成19年3月の石川県能登半島地震、平成19年7月の新潟県中越沖地震、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震等大地震が頻発しており、本県においても大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあります。

こうした状況の中において、国は耐震改修を緊急に促進させるために平成18年1月に耐震改修促進法を改正しました。県では、平成19年1月、県内の住宅・建築物の耐震化を促進させるため「山形県建築物耐震改修促進計画」を策定しました。本村においても当該法律改正や被害調査報告、県の耐震改修促進計画を踏まえ、今後の大地震に対する備えとして、昭和56年以前に建築された既存住宅・建築物の耐震化を促進するため、耐震性向上に関する総合的な施策の基本となる「戸沢村建築物耐震改修促進計画」を定めるものである。

1 目的

「戸沢村建築物耐震改修促進計画」（以下「促進計画」という。）は、村民の生命や財産を保護するため、地震による建築物の倒壊等の被害を最小限に抑え、既存の建築物等の耐震性向上策として、県と村等が連携しつつ耐震診断・改修等を総合的に促進するための基本的な枠組みを定めることを目的とする。

2 計画の位置づけ

（１）計画の位置づけ

「耐震改修促進法」（平成 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 条第 7 項に基づき策定する本計画は、「戸沢村地域防災計画」（平成 1 8 年 8 月作成）を上位計画として、既存建築物の耐震改修に関する施策の基本的な方向性を示す計画である。

● 促進計画の位置づけ

（ 国 ） 防災基本計画・建築基準法・耐震改修促進法

（ 県 ） 山形県地域防災計画

山形県耐震改修促進計画・山形県公共施設等耐震化指針

（ 村 ） 戸沢村地域防災計画・戸沢村耐震改修促進計画

（２）計画期間

計画期間は、平成 2 7 年までとする。なお、定期的に点検・検証を行うものとし、必要に応じて本計画を見直すものとする。

（３）対象建築物

対象建築物は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）における新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）により以前に建てられた住宅及び防災活動拠点施設等となる村所有の特定建築物とする。（表－ 1）

（表－ 1） 対象建築物一覧

対象建築物の分類	内 容
住 宅	戸建住宅、併用住宅
村有特定建築物	災害対策本部が設置される施設（村庁舎等） 非難収容施設（小・中学校、中央公民館等） 福祉施設等

3 建築物の耐震診断・改修の実施に関する目標

（１）想定される地震の規模

平成 1 9 年 8 月に山形県危機管理室が公表している山形県活断層長期評価によると、新庄市から舟形町にかけて確認されている「新庄盆地断層帯」では今後 3 0 年以内において、マグニチュード 7 クラスの地震が発生すると予想されており、その被害想定調査では、県内の居住地域のほとんどが震度 6 弱以上と予想される。（表－ 2）

(表一) 想定地震の長期評価一覧

断層名	最大規定地震の規模	位置	断層の長さ	発生確率 30年以内	公表年月
庄内平野東縁断層帯	約M7.5	遊佐町～旧藤島町	約38km	ほぼ0～6%	平成17年4月
新庄盆地断層帯	約M6.6～7.1	新庄市～舟形町	約11～23km	0.7～1%	平成14年7月
山形盆地断層帯 (北部)	M7.8 (M7.3)	大石田町～上山市 (大石田町～寒河江市)	約60km (約29km)	0～8% (0～8%)	平成14年5月 (平成19年8月)
(南部)	(M7.3)	(寒河江市～上山市)	(約31km)	(1%)	(平成19年8月)
長井盆地西縁断層帯	約M7.7	朝日町～米沢市	約51km	0.02%以下	平成17年2月

(県総合防災課資料による)

(2) 想定される被害

県内においては、山形盆地断層帯及び新庄盆地断層帯が今後30年以内に発生する確率が0～7%と全国の断層帯と比較しても高い数値である。

県が調査した新庄盆地断層帯の被害は、震度6弱以上の地域が震源断層帯付近に分布しているため、建物の全壊・半壊を合わせると約6,600棟、死者110名、負傷者が約2,600名、建物被害による避難者が約7,800名と見込まれている。

当村被害想定は、豪雪地帯であることから想定どおりに冬季の朝に大規模地震が発生した場合に被害最大となり、建物全壊約80棟、半壊約300棟、死者約10人、負傷者約180人、避難者約550人と予想される。

(表一) 県内断層帯の被害想定調査結果一覧表

	庄内平野東縁断層帯	新庄盆地断層帯	山形盆地断層帯	長井平野西縁断層帯
(公表年月)	平成18年6月	平成10年3月	平成14年12月	平成18年6月
想定 マグニチュード	M7.5	M7.0	M7.8	M7.7
建物全壊	10,781棟	1,295棟	34,792棟	22,475棟
建物半壊	23,618棟	5,342棟	54,397棟	50,926棟
死者	915人	110人	2,114人	1,706人
負傷者	9,694人	2,585人	21,887人	16,405人
避難者	41,044人	7,776人	94,688人	78,849人

注) 発生ケースは冬季の早朝を想定

(県総合防災課資料による)

(3) 耐震化の現状

① 住宅の現状

平成19年度末の村内にある住宅等建築物を調査してみると住宅総数1,463戸があり、その内、現行の耐震基準が適用された昭和56年6月1日より前（以下、昭和56年以前とする）に建築された住宅が1,038戸と全体の71.0%を占めている。

構造では、木造住宅が1,449戸で全体の99%と高い比率を占め、その中でも昭和56年以前に建築された木造住宅は1,028戸あり木造住宅の約70.9%を占め、木造住宅の耐震化が急務となっている。

また、県が簡易診断により実施した耐震実態調査及び無料診断等の結果によると、昭和56年以前建築の木造戸建住宅であっても約30%が耐震性ありと推定されることから、本村でも約300戸が耐震性ありと推定され、耐震性を満たすと考えられる木造住宅は昭和56年6月1日以降（以下、昭和57年以降とする）建築の421戸と合わせて721戸で、耐震化率49.8%と推定される。

非木造の住宅は、表-3によると戸建住宅・共同住宅等を合わせて14戸があり、昭和56年以前に建築された10戸の内、耐震診断を行うと耐震性があると考えられる国の推定値76%で算定すると約7戸の住宅が耐震性ありと推定され、耐震性を満たすと考えられる住宅数は、昭和57年以降建築された4戸と合わせた11戸で、耐震化率は78.6%となる。

したがって、戸沢村の平成19年度末時点における住宅の耐震化状況については、昭和57年以降に建築された住宅425戸と昭和56年以前に建築された住宅で耐震診断により耐震性があると考えられる木造住宅300戸、非木造等7戸を合わせると、耐震性を満たすと考えられる住宅は732戸で耐震化率50.0%と推定される。（表-4）

(表-3) 住宅の建設年代戸数

(単位：戸)

建設年代	木造住宅	非木造住宅	備考
～昭和25年	310	0	
昭和26年～昭和35年	22	1	
昭和36年～昭和45年	302	4	
昭和46年～昭和56年	394	5	
昭和56年以前 小計	1,028	10	
昭和57年～平成2年	179	1	
平成3年～平成12年	172	2	
平成13年～平成18年	70	1	
昭和57年以降 小計	421	4	
合計	1,449	14	1,463(100%)

(村住民税務課統計による)

(表-4) 住宅の耐震化率の推定

住宅総数 1,463戸	昭和57年以降 425戸	木造 421戸 非木造 4戸	耐震性を満たす 732戸 50.0%
	昭和56年以前 1,038戸	木造 300戸(29.2%) 非木造 7戸(70.0%)	
		木造 728戸(70.8%) 非木造 3戸(30.0%)	耐震性が不十分 731戸 50.0%

② 建築物

a 特定建築物

特定建築物は、耐震改修促進法第6条第1項第1号、第2号及び第3号に該当する建築物で施行令第2条、第3条及び第4条で定める建築物である。

昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された階数が3以上かつ延べ床面積1,000㎡以上のものと、耐震改修促進法の改正で新たに対象となったものが追加され対象が拡大された。(表-5)

(表-5) 特定建築物耐震化状況

用途	対象棟数	診断棟数	診断で耐震性有	耐震化済	用途	対象棟数	診断棟数	診断で耐震性有	耐震化済
小中学校等(2F以上)	2	1	0	0	病院・診療所	0	0	0	0
学校(上記以外)	0	0	0	0	集会場	0	0	0	0
体育館(一般供用)	0	0	0	0	店舗等	0	0	0	0
老人ホーム等	0	0	0	0	ホテル・旅館	0	0	0	0
保育所	0	0	0	0	公共庁舎等	2	0	0	0
危険物貯蔵	0	0	0	0	その他	0	0	0	0
賃貸共同住宅等	0	0	0	0	合計	4	1	0	0

※特定建築物で緊急輸送道路(P11参照)沿道建築物は4棟

b 公共施設(村有施設)

村が所有等する防災活動拠点及び住民が多数利用する施設等総数26棟のうち小中学校等が6棟で約23%を占めている。

昭和56年以前に建築された村施設は9施設で全体の34.6%を占め、その耐震化率は11.1%と低い状態にあり、特に防災活動拠点の庁舎、消防署及び学校施設の耐震化が急がれる。(表-6)

(表—6) 村公共施設(防災活動拠点施設等となる建築物) 施設区別耐震改修状況

(平成20年1月1日現在)

施設区分	全棟数 A	S57年 以降建 築数 B	S56年 以前建 築数 C	S56年 以前建 築の全 棟数に 占める 割合 C/A %	耐震診 断実 施済 みの 棟数 D	改修等 不要な 棟数 E	改修等 必要な 棟数 F	改修済 み棟数 G	改修未 実施の 棟数 H	耐震診 断未 実施 の棟 数 I=C-D	耐震化 済みの 棟数 J=B+E+G	耐震化 未実施 の棟数 K=H+I	耐震 診断 実施率 D/C %	耐震 化率 J/A %
①庁舎等	1	0	1	100.0	0	0	0	0	0	1	0	1	0.0	0.0
②小中学校等	6	4	2	33.3	1	0	1	0	1	1	4	2	50.0	66.7
③公民館等	1	0	1	100.0	0	0	0	0	0	1	0	1	0.0	0.0
④体育館等	1	0	1	100.0	1	0	1	1	0	0	1	0	100.0	100.0
⑤医療機関	1	1	0	0.0	0	0	0	0	0	0	1	0	0.0	100.0
⑥福祉施設	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
⑦消防署等	1	0	1	100.0	0	0	0	0	0	1	0	1	0.0	0.0
⑧公営住宅等	38	36	2	5.3	0	0	0	0	0	2	36	2	0.0	94.7
⑨その他の施設	14	12	2	14.3	0	0	0	0	0	2	12	2	0.0	85.7
合計	63	53	10	15.9	2	0	2	1	1	8	54	9	20.0	85.7

※対象施設は、木造以外の2階以上又は延べ床面積200m²を超えるもの

(4) 耐震改修等の用途別目標の設定

戸沢村の住宅・建築物の耐震化は想定されている「新庄盆地断層帯」の被害想定を勘案すると地震被害の減災対策として極めて重要であり、国の基本指針による耐震化率90%を目標とする。

また、村所有等の公共施設の耐震化率目標は、村民が安心して利用でき、防災活動拠点施設として機能する必要があるためできるだけ表-6の用途である全施設の耐震化を目指すものとする。

① 住宅

耐震診断については、住宅総戸数1,463戸の90%を目標とし、昭和56年以前建築の1,038戸の住宅のうち、少なくとも平成27年度までに耐震改修を行う必要があると思われる住宅約890戸の耐震診断を目標とする。(表-4)

■ 平成27年度の住宅の耐震化率目標

住宅の平成27年度における耐震化率目標を90%とする。

平成19年度耐震化率	平成27年度耐震化率
50.0%	90%

		平成19年度推計値		平成27年度目標
住宅	総数	1,463戸	⇒	約1,420戸
	うち耐震性あり	732戸 (50.0%)		約1,278戸 (90%)
	うち耐震性なし	731戸 (50.0%)		約142戸 (10%)

(非木造)		14戸	⇒	約14戸
	うち耐震性あり	11戸 (78.6%)		約13戸 (92.9%)
	うち耐震性なし	3戸 (21.4%)		約1戸 (7.7%)
(戸建木造住宅)		1,449戸	⇒	約1,406戸
	うち耐震性あり	721 (49.8%)		約1,265戸 (90.0%)
	うち耐震性なし	728 (50.2%)		約141戸 (10.0%)

■ 目標達成のために必要な戸数

目標とする耐震化率90%を達成するためには、平成19年度推計値の耐震性なし731戸から平成27年度目標値の耐震性なし142戸を差し引いた、589戸の耐震改修等が必要である。

空き家について、山形県統計では平成5年約20,000戸、平成15年約40,000戸と約20,000戸増加している。今後約10年間においても約20,000戸が新たに空き家になるとして、戸沢村に置き換えると今後10年間において約60戸が新たに空き家になると考えられる。

その内、昭和56年以前に建築された空き家になる住宅の比率を71.0%とすると約43戸が空き家になると考えられる。

したがって、平成21年度から今後約6年間で耐震改修等が必要な戸数は、589戸から空き家になると考えられる43戸を差し引いた546戸となり、耐震化率目標の達成のために除却や建替え、増築を含めた耐震改修を約90戸/年とする。

住宅・耐震改修必要戸数 (589戸 - 43戸 = 546戸) 546戸	⇒	目標達成に必要な戸数 改修 70戸/年 建替え等 20戸/年
--	---	--------------------------------------

- ・住宅については、住宅・土地統計資料等により定期的(3年毎)に点検し、フォローアップを行う。

② 建築物

本村における昭和56年以前の特定建築物について、民間施設はなく公共施設のみである。したがって、特定建築物の耐震診断、改修は公共施設の整備計画の中で取り組んでいく。

公共施設は、特定建築物、防災活動拠点施設を中心に耐震診断を早急に実施し、年次計画で耐震改修を推進していく。

a 公共施設

- ① 村有施設の防災活動拠点施設の耐震化率目標は、村民が安心して利用でき防災上重要な施設として機能する必要があるため全施設の耐震化を目指すものとする。

● 庁舎

平成19年度耐震化率	平成27年度
0%	100%

- ・耐震化率目標達成のため、役場庁舎1棟の耐震化に努める。

● 小・中学校

平成19年度耐震化率	平成27年度
66.7%	100%

- ・耐震化率目標達成のため、小中学校2棟の耐震化に努める。

● 公民館

平成19年度耐震化率	平成27年度
0%	100%

- ・耐震化率目標達成のため、中央公民館1棟の耐震化に努める

● 体育館

平成19年度耐震化率	平成27年度
100%	100%

● 救護施設等（保健センター）

平成19年度耐震化率	平成27年度
100%	100%

● 福祉施設等（保育所等）

平成19年度耐震化率	平成27年度
100%	100%

● 消防署

平成19年度耐震化率	平成27年度
0%	100%

- ・耐震化率目標のため、消防支署1棟の耐震化に努める

● 公営住宅

平成19年度耐震化率	平成27年度
94.7%	100%

● その他の施設（農村環境改善センター他）

平成19年度耐震化率	平成27年度
85.7%	100%

(5) 公共建築物の耐震化情報の開示

防災活動拠点施設である村施設については耐震診断を速やかに行い、その後、施設の耐震性を公表し情報開示することに努める。

4 建築物の耐震診断・改修の促進を図るための施策

(1) 基本的な取組方針

村内の住宅・建築物の耐震化を促進するためには、所有者などが自ら耐震化に努めることを基本とし、村は、住宅・建築物の所有者などが耐震診断及び耐震改修を計画的に行うことができるよう、環境の整備や必要な支援施策を講じる。

- ・ 国庫補助事業の「住宅・建築物耐震改修等事業」の活用を図る。
- ・ 耐震相談窓口を活用し、耐震化に努める。
- ・ 村民に耐震化に関する情報、事業者情報等の情報提供を行う。
- ・ 村内の通学路等の危険なコンクリートブロック箇所については、村の助成制度による生垣設置の指導を行う。
- ・ 地震時の家具転倒防止策や窓ガラス等の落下防止策の促進を図る。

(2) 促進を図るための支援策

村は、住宅・建築物耐震化の促進を図るため、耐震改修に向けた支援策を講じるとともに、県と協力・連携して国等の補助事業を活用した耐震診断を実施し、耐震改修へ誘導するなど円滑な耐震化事業の促進に努める。

① 耐震改修の経済的負担を軽減する支援策

県が行っている山形県住宅リフォーム資金融資制度事業及び山形の家づくり利子補給度を積極的に活用し、耐震建替の促進を図る。

② 耐震診断及び改修に向けた啓発事業

- a 県が作成した啓発用パンフレット等の配布や広報誌へ掲載し、啓発に努める。
- b 県と連携した耐震診断士養成講習会、耐震改修講習会等を開催する。

(3) 改修実施への環境整備

- ① 改修工事の内容、補強効果、費用、施工者等の改修についての疑問や問い合わせに関して安心して耐震改修が行えるよう、県及び各総合支庁の建築課等に耐震相談窓口を設置していることを受けて、村も建設水道課に相談窓口を設置し専門的なことや技術的なことは除いて相談、情報提供を行うことにより環境を整備する。
- ② 耐震改修の経済的負担を軽減する支援策として「山形県住宅リフォーム資金融資制度」、また、建替促進のための制限として「山形の家づくり利子補給制度」の啓発により耐震化の促進を図る。

(4) 地震時の建築物の総合的な安全対策

広報誌やホームページ等を活用して建築物の耐震化の必要性や地震防災意識の普及・啓発を行い、耐震診断・耐震改修へ誘導を図る。また、ブロック塀の安全対策として、危険なブロック塀の解消を図るために所有者に指導し除去を促す。

地震により建築物及び宅地等が被害を受け、被災建築物等の応急判定が必要な場合は、村は判定実施本部等を設置し、県に対し応急危険度判定士の派遣要請を行うとともに、判定士の受け入れに必要な措置を講じる。

(5) 地震時の通行を確保する道路

地震時において、建築物の倒壊により緊急車両の通行や村民の避難の妨げにならないよう、山形県地域防災計画及び戸沢村防災計画に基づき耐震改修促進法第5条第3項第1号道路として緊急輸送道路を指定されている。

緊急輸送道路とは、災害発生後において、避難・救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧等応急対策活動を実施するうえで重要な道路となり、主要な都市間及び防災拠点を連絡する道路で、山形県地域防災計画で定められている。

倒壊の恐れのある沿道建築物所有者は、耐震改修促進法第6条に基づき、耐震診断等の必要性について知識の普及、啓発を行い地震時に道路閉鎖等の障害とならないよう耐震改修の促進に努める。

(6) 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

優先的に耐震化に着手すべき建築物は、村有公共施設のうち地震災害発生時に防災活動の拠点施設となる学校、庁舎等の必要な村有公共施設の建築物及び平成7年1月の阪神・淡路大震災で被害が集中した昭和56年以前に在来軸組工法の戸建て住宅とする。

重要な村有公共施設については、重要度、建設年次などの諸条件を勘案して耐震診断を行いながら、耐震化率100%を目標とする。また、在来軸組工法による戸建て住宅は、耐震診断窓口での指導や耐震診断及び改修の支援策等を通じて耐震化を促進する。

(7) 重点的に耐震化すべき区域の設定

前記の優先的に耐震化すべき建築物のうち、重点的に耐震化すべき区域は、次のとおりとする。

(8) その他の促進対策

地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害を軽減するため、知事が支持した「土砂災害等別警戒区域」に存在する危険住宅については、国庫補助事業の「住宅・建築物耐震改修等事業」を活用しながら移転を促す。

5 建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発及び知識の普及

(1) 地震ハザードマップの作成

住宅・建築物の耐震化促進のためには、その地域に発生のおそれのある地震や地震による被害等の可能性を村民に伝えることにより耐震化への意識を啓発する必要がある。

村では、県の資料提供を受け「地盤の揺れやすさ」が分かる地震ハザードマップ（震度マップ）の作成・公表を行い、必要に応じて見直しを行うものとする。

(2) 相談体制の整備・情報の充実

住宅・建築物所有者が耐震化について相談する体制としては、村で相談窓口を設置し対応するものとし、場合により県及び専門機関の相談窓口を紹介する等情報提供に努める。

(3) 地元組織との連携

地震防災対策の基本は「自らの命は自ら守る」、「自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して「自助」「共助」に努め地震対策を講じることが重要である。自治会や自主防災組織等の地域活動組織は地域の災害時対応において重要な役割を果たすほか、平常時においても地震時の危険箇所の点検や、耐震化の啓発活動を行うことが期待されている。

このようなことから地域に密着した自主防災組織等の育成や学習、防災訓練等が必要であるため、地域の取り組みに対して支援していく。

(4) 家具の転倒防止策の推進

阪神・淡路大震災の教訓を生かし、地震時における家具の転倒防止策についてパンフレット等を活用して村民に対策事例等を紹介し、自らできる地震対策への取り組みについて普及・啓発を図る。

6 建築基準法、所管行政庁との連携

(1) 指導・助言の実施

県と連携し、耐震改修促進法により耐震診断及び耐震改修の的確な実施を確保する必要がある認められる場合には、所有者に対して指導・助言を実施するよう努める。

7 その他関連施策の推進

(1) 山形県住宅・建築物地震対策推進協議会への参画

村は県が住宅・建築物の耐震化を促進させるために官民が協働で対策にあたる必要があることから設立した協議会に、積極的に参画し、住宅・建築物耐震化促進のため努力していくものとする。

(2) 高齢者のみ世帯の地震対策

県が行っている高齢者住宅減災対策事業及び高齢者すまいの地震あんしん事業を活用し、高齢者のみ世帯住宅の減災対策の普及・啓発に努める。

新庄盆地震度マップ図

